



平成 17 年 8 月 23 日(第 1 版)
平成 17 年 9 月 1 日(第 1.1 版)
平成 17 年 12 月 10 日(第 2 版)
平成 18 年 9 月 25 日(第 3 版)
平成 23 年 4 月 1 日(第 4 版)
令和 6 年 12 月 24 日(第 5 版)

石綿含有成形板の 解体等の作業（レベル 3）における 石綿粉じんばく露防止対策

— 石綿障害予防規則・大気汚染防止法から —
(第 5 版)

ケイミュー株式会社
法務部・品質統括部

目次

- 1 解体等の作業を行う場合の規制
 - 1.1 本マニュアルの前提
 - 1.2 石綿を含有した窯業外装材の解体等における法規制
 - 表 1.1 窯業外装材の解体等における法規制
- 2 事前調査の実施
 - 2.1 事前調査の結果の記録事項
 - 表 2.1 事前調査の結果の記録事項
 - 2.2 事前調査結果の発注者への説明
 - 2.2.1 発注者への説明事項
 - 表 2.2 事前調査結果の発注者への説明事項（成形板に係る解体改修に限る）大防法の要求
 - 2.2.2 発注者への説明例
 - 図 2.1 解体工事に係る事前調査説明書類
 - 図 2.2 別紙 1 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の概要
 - 2.3 事前調査結果の都道府県等、労働基準監督署への報告
 - 2.4 事前調査結果の掲示
 - 2.5 事前調査の手順
 - 図 2.3 事前調査の手順
- 3 作業計画の作成
 - 3.1 作業計画の記載事項
 - 表 3.1 作業計画の記載事項
 - 図 3.1 作業計画 様式例 1
 - 図 3.2 作業計画 様式例 2
 - 3.2 下請負人への説明
- 4 届出
- 5 掲示（事前調査の結果、作業内容等）
 - 表 5.1 石綿に関連する掲示
 - 5.1 事前調査結果、作業内容、作業主任者等（近隣住民への掲示）
 - 5.1.1 事前調査の結果の掲示について
 - 表 5.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項
 - 5.1.2 作業内容等の掲示について
 - 表 5.3 作業内容等の掲示の記載事項
 - 5.1.3 事前調査結果、作業内容等 に係る掲示の様式例（近隣住民への掲示）
 - 5.1.3.1 表示例 1 石綿含有成形板等の除去等作業（届出非対象）記入例
 - 図 5.1 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（成形板 石綿有り）
 - 5.1.3.2 表示例 2 石綿を含有していない成形板等の除去等作業 記入例
 - 図 5.2 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿なし）
 - 5.2 石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示（作業員への掲示）
 - 図 5.3 石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示
 - 5.3 喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）
 - 図 5.4 喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）に係る掲示
 - 5.4 立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示
 - 図 5.5 立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示
- 6 隔離

- 7 立入禁止措置
- 8. 湿潤化
- 9. 除去等作業が適切に行われたことの確認、作業の記録及び発注者への報告
 - 表 9.1 作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間
 - 9.1 40 年保存（石綿則 35 条）
 - 9.2 3 年保存（石綿則 35 条の 2）
 - 表 9.2 石綿含有成形板の切断等を行う作業における記録事項の例
 - 図 9.1 成形板の解体改修作業における記録・確認の例
 - 9.3 発注者への報告
 - 表 9.3 発注者への報告事項
 - 図 9.2 特定粉じん排出等作業完了報告書
- 10. 作業主任者
- 11. 特別教育
- 12. 呼吸用保護具、作業着等
 - 表 12.1 窯業外装材の場合の着用保護具一覧（製品別）” 参照
- 13 廃棄物
 - 13.1 廃棄物の保管
 - 13.2 廃材の搬出
- 14 注文者の配慮
- 15 工事の実施（作業手順）
 - 15.1 装備類の準備
 - 15.2 作業の一般的手順
 - 図 15.1 石綿含有成形板等の除去を行う場合の一般的手順
 - 15.3 現場での対応
 - 15.3.1 石綿含有成形板等の除去作業における留意事項
 - 15.3.2 足場・養生シートの設置
 - 15.3.3 掲示板の設置
 - 15.3.4 湿潤化
 - 15.3.5 手ばらし作業
 - 15.3.6 廃材の分別集積・一時保管
 - 15.3.7 清掃その他
- 16 健康診断

1. 解体等の作業を行う場合の規制

1.1 本マニュアルの前提

本マニュアルでは、建築物の解体改修等作業にあたって、弊社が過去製造販売した石綿含有製品（レベル 3 に該当）を取り扱う際に留意していただきたいことについて石綿障害予防規則、大気汚染防止法等による規制に則って記載しています。内容について弊社内で精査しておりますが、ご活用の際は、改めて法条例をご確認ください。

1.2 石綿を含有した窯業外装材の解体等における法規制

（“表 1.1 窯業外装材の解体等における法規制” 参照）

2 事前調査の実施

事前調査とは、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいいます。

- ・事前調査は工事の規模にかかわらず必要です。

- ・事前調査を実施する者

令和 5（2023）年 10 月から、建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した建築物石綿含有建材調査者に書面調査及び現地での目視調査を行わせることが義務化されています。

- ・工事対象となる建築物が 2006 年（平成 18 年）9 月 1 日以降に着工・建設されたことを、書面のみで確認できる場合、事前調査者の資格は不要です。

- ・事前調査の結果については、記録の作成及び解体等工事現場への備え付け、発注者への説明、都道府県及び労働基準監督署への報告、公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示、が必要になります。

- ・事前調査の結果、石綿の含有有無が分からなかった場合は石綿含有品とみなして取り扱ってください。

- ・以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はありません。

（ア）除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

（イ）釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

（電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。）

（ウ）既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

- ・事前調査の記録の作成、備え付け及び保存

事前調査を行った際は、元請業者等及び事業者は事前調査結果の記録を作成しなければなりません。また、当該記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も保存しなければなりません。大防法では解体等工事が終了した日から 3 年間、石綿則では全ての事前調査が終了した日から 3 年間としています。記録の保存は、大防法では元請業者等のみに保管義務があるが、石綿則では下請負人も含む事業者にも保管義務があります。

2.1 事前調査の結果の記録事項

大防法及び石綿則での要求事項を網羅して作成する必要があります。記録は、作業前ないし作業中に関係者に分かりやすく示すとともに、作業後にも都道府県等や労働基準監督署による立入検査等において、調査が的確であったことが検証できるものであることが必要です。

（“表 2.1 事前調査の結果の記録事項” 参照）

2.2 事前調査結果の発注者への説明

元請業者は、調査者等の作成した記録をもとにして発注者への報告内容を取りまとめ、書面で説明します。（書面の写しを3年間保存、となっています。）

2.2.1 発注者への説明事項

（“表 2.2 事前調査結果の発注者への説明事項（成形板に係る解体改修に限る）大防法の要求” 参照）

2.2.2 発注者への説明例

事前調査説明書面例を以下に示します。石綿含有製品が確認された場合、さらに別紙1により大防法、石綿則で規定された項目を報告します。

（“図 2.1 解体工事に係る事前調査説明書類” 参照）

（“図 2.2 別紙1 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の概要” 参照）

2.3 事前調査結果の都道府県等、労働基準監督署への報告

大防法及び石綿則では、令和4（2022）年4月1日から事前調査結果を都道府県等（大防法）及び労働基準監督署（石綿則）へ報告することが義務付けられています。義務づけ後は、解体等工事の元請業者等や事業者は、大防法及び石綿則に基づき事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前に）当該調査の結果を都道府県等及び労働基準監督署に報告しなければなりません。

(1) 報告の対象

事前調査結果の報告は、次のいずれかの解体等工事に係る事前調査について行います。

- 1) 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該工事（作業）の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- 2) 建築物を改修する作業を伴う建設工事であって、当該工事（作業）に係る請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。材料費も含めた工事（作業）全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額であり、以下同じ。）の合計が100万円以上であるもの

(2) 報告の方法

原則として“石綿事前調査結果報告システム”を通じて報告を行うことで、大防法及び石綿則に基づく報告を併せて行うことができます。

（書面での報告は、労働基準監督署、及び都道府県知事に、それぞれの様式で提出する必要がある等の手間を要するため、お勧めできません。）

(3) その他

石綿含有建材が無い場合もその旨報告します。

2.4 事前調査結果の揭示

（“5. 揭示” 参照）

2.5 事前調査の手順

（“図 2.3 事前調査の手順” 参照）

(1) 書面調査及び現地での目視調査

書面調査及び現地での目視調査では、まず、設計図書等を確認し石綿含有建材の使用場所等を把握します。その後、現地において設計図書と異なる点がないかを確認するとともに、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認することにより使用されている建材を特定して、

- ・石綿（アスベスト）含有建材データベース（以下「データベース」という。）との照合
- ・製造販売したメーカーが公開している情報との照合
- ・製造販売したメーカーへの問い合わせ

などにより石綿含有の有無を判断します。

事前調査では、原則として書面調査と現地での目視調査は必ず実施することになっています。

(2) 分析調査

書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できない場合は、現地で当該建材を採取し、分析調査を行います。ただし、石綿含有が不明な建材を石綿含有ありとみなして飛散防止対策を行う場合は分析調査を行う必要はありません。

3 作業計画の作成

- ・事前調査の結果を踏まえ、作業の方法や作業工程等について作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこととされています。
 - ・作業計画は、届出が不要な石綿含有成形板が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する必要があります。
 - ・大防法及び石綿則で定められた作業計画の記載事項から、作業計画に記載すべき事項を表 4.4.1 に整理しました。
 - ・作成した作業計画は、作業者に周知しなければならず、作業計画に従って行わなければなりません。
- (“表 3.1 作業計画の記載事項” 参照)

3.1 作業計画の記載事項

(1) 工事の概要

発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工事の場所等。

(2) 石綿含有建材除去等作業

石綿の除去等作業の種類、実施の期間、作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積を記載します。

(3) 成形板除去作業に係る石綿飛散防止措置

石綿の除去等作業の方法、石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法、石綿の除去等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況を記載します。石綿の除去等作業の方法については、具体的な作業の方法及び石綿飛散防止措置及び順序を記載します。

- ・施工部位、施工数量
- ・作業場、施工区画の明示（立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法）
- ・事前調査結果、作業内容、石綿の影響等に係る掲示の内容、方法、場所
- ・作業者の入退場管理の方法
- ・除去等の方法、手順、作業手順を変更した場合のルール
- ・石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
- ・周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化の方法）
- ・使用機器等（薬液等を含む）
- ・清掃の方法
- ・取り残しの有無等の確認方法（実施者、方法）
- ・記録等の体制
- ・廃棄物の処理の方法（除去された石綿の種類、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、石綿含有産業廃棄物の一時保管の場所と保管方法及び掲示方法、処理施設の場所と運行経路（処理ルート）産業廃棄物処理業（収集運搬と処分）の許可証、委託契約書の写しを添付）

(4) 工事の工程表

石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要（方法及び順序）を記載する。石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載します。

(5) 施工体制

解体等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が石綿の除去等作業を実施する

場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載する。また、全体の施工体制が分かるよう、体制図等も記載する。体制図には石綿作業主任者名や特別管理産業廃棄物管理責任者名、緊急時対応（連絡先、連絡ルート等）についても記載します。

(6) 安全衛生

使用する保護具や保護衣の種類、管理方法及び扱い方、呼吸用保護具の適正な選定及び使用方法等の管理方法を記載します。

（“図 3.1 作業計画 様式例 1” 参照）

（“図 3.2 作業計画 様式例 2” 参照）

3.2 下請負人への説明

大防法では、元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならないとしています。

4 届出

- ・石綿含有吹付け材等が使用されていない場合は、石綿含有成形板が使用されていても大防法、安衛法・石綿則の届出のいずれも不要です。ただし、作業計画（3 項参照）の作成は必要になります。
- ・一定規模の解体等工事について、石綿の有無に関わらず、大防法では都道府県知事等へ、石綿則では労働基準監督署長へ、事前調査結果等の報告が必要となります。（2 項参照）
- ・その他の届け出（建設リサイクル法、都道府県・市町村条例等）で、届け出が必要な場合は、これを遵守してください。

5 掲示（事前調査の結果、作業内容等）

事前調査の結果及び作業内容等について、大防法及び石綿則で定められた事項を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示しなければなりません。石綿に関連する掲示は表 5.1 のとおりです。また、厚生労働省では、以下の掲示を行うことを通知しています。（平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号）

① 届出の対象外となる石綿除去作業を周知する掲示。

② 石綿を使用していない建築物の解体等の作業を周知する掲示。

この他、都道府県等独自に条例で掲示を義務付ける例もあるので確認が必要です。

掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行います。

（“表 5.1 石綿に関連する掲示” 参照）

5.1 事前調査結果、作業内容、作業主任者等（近隣住民への掲示）

5.1.1 事前調査の結果の掲示について

（“表 5.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項” 参照）

5.1.2 作業内容等の掲示について

（“表 5.3 作業内容等の掲示の記載事項” 参照）

5.1.3 事前調査結果、作業内容等 に係る掲示の様式例（近隣住民への掲示）

5.1.3.1 表示例 1 石綿含有成形板等の除去等作業（届出非対象）記入例

（“図 5.1 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（成形板 石綿有り）” 参照）

5.1.3.2 表示例 2 石綿を含有していない成形板等の除去等作業 記入例

（“図 5.2 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿なし）” 参照）

5.2 石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示（作業者への掲示）

（“図 5.3 石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示” 参照）

5.3 喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）

（“図 5.4 喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）に係る掲示” 参照）

5.4 立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示

石綿含有建材の除去等工事にあたっては、施工区画を立入禁止とし、掲示を行います。また、立入禁止措置については、作業場を離れる時や帰宅する時においても作業場へ関係者以外が立ち入らないように封鎖します。

（“図 5.5 立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示” 参照）

6 隔離

成形板の除去について隔離措置は不要です。

7 立入禁止措置

5.4 に掲載

8 湿潤化

石綿含有成形板の除去作業においては、大防法における作業基準の遵守及び石綿則による除去に係る措置が求められています。石綿含有成形板等を除去する際は、原則として切断等を行わず、原形のまま取り外す必要があります。原形のまま取り外すとは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことです。ただし、現場の状況等により原形のまま取り外すことが困難で、切断等を伴う除去を行う場合は、湿潤化を行った上で除去を行います。この場合の湿潤化は、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけではなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つ必要があります。現場の状況等により、湿潤化を行うことが著しく困難な場合は、十分な集じん性能を有する電動工具を使用することにより、飛散防止措置を実施してください。

9 除去等作業が適切に行われたことの確認、作業の記録及び発注者への報告

（“表 9.1 作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間” 参照）

解体等工事の元請業者（以下「元請業者等」という。）は、石綿含有建材の除去等作業を行う際、作業完了前に除去等作業が適切に行われたことの確認を行わなければなりません。除去等作業が適切に行われたことの確認は、

①除去等作業において、作業計画どおりの飛散・ばく露防止措置がとられていたこと。

②除去作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないか（封じ込め又は囲い込みを行う場合は、適切な飛散防止措置がとられていること）、その他作業区域内へ破片の飛散や堆積粉じんがないか。

について行います。大防法では、元請業者等の責務として、①及び②の確認終了後、確認したことを証明する記録を作成し、①と②の記録とともに特定工事終了後 3 年間保存する義務があります（元請業者の場合は、発注者に完了結果を書面で報告する必要があり、その書面の写しもあわせて保存します）。また、石綿則においても、事業者は作業計画に従って解体等作業を行わせたことについて写真その他実施状況を確認できる方法により記録し、当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から 3 年間保存することとしています。

本項では①の確認のために必要な記録、①及び②の確認内容のほか、確認したことを証明する記録の作成方法、発注者への報告事項や報告時期について解説します。

9.1 40 年保存（石綿則 35 条）

常時当該作業に従事する作業者については、1 ヶ月以内ごとに作業者の作業状況（氏名、作業の内容、異常の有無、措置の概況）を記録し、当該作業に従事しないこととなった日から、40 年間保存してください。

常時作業に従事する労働者について、次の事項を記録し、これを作業に従事しないこととなった日から四十年間保存

する。

- 一 労働者の氏名
- 二 作業の概要、従事した期間、事前調査結果の概要、作業の実施状況の記録の概要、保護具の使用状況
- 三 周辺作業者の氏名、他の労働者が従事した作業の概要、周辺作業に従事した期間、事前調査及び分析調査の結果の概要、保護具等の使用状況
- 四 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び応急の措置の概要

9.2 3年保存（石綿則 35 条の 2）

（作業計画による作業の記録）

次の事項を記録し、作業を終了した日から三年間保存する。

①労働者の氏名及び作業に従事した期間

②周辺作業従事者の氏名及びの周辺作業に従事した期間

以下の掲示状況が確認できる写真等による記録

③事前調査等を行った部分及びその部分における石綿等の使用の有無の概要に関する掲示

④関係者以外の立入禁止の表示

⑤喫煙・飲食の禁止の表示

⑥石綿等を取り扱う作業場である旨

⑦石綿の人体に及ぼす作用

⑧石綿等の取扱い上の注意事項

⑨使用すべき保護具

⑩作業計画に示されている作業の方法、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法のとおり作業が行われたことが確認できる写真等による記録。（湿潤な状態のものとする措置の実施状況及び呼吸用保護具等の使用状況が確認できる写真等による記録を含む。）

⑪除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装、当該容器等への必要な事項の表示及び保管の状況が確認できる写真等による記録。

（“表 9.2 石綿含有成形板の切断等を行う作業における記録事項の例” 参照）

（“図 9.1 成形板の解体改修作業における記録・確認の例” 参照）

9.3 発注者への報告

大防法では、解体等工事の元請業者は、除去等作業が終了したときはその結果を遅滞なく発注者に書面で報告しなければならないこととしている。また、発注者に報告した書面の写しも保存する必要があります。

（“表 9.3 発注者への報告事項” 参照）

（“図 9.2 特定粉じん排出等作業完了報告書” 参照）

10 作業主任者

「石綿作業主任者」を選任することが、石綿則で義務づけられています。

石綿作業主任者の要件は

(1) 「特定化学物質等作業主任者技能講習」を平成 18 年 3 月 31 日までに修了した者

(2) 「石綿作業主任者技能講習」を平成 18 年 4 月 1 日以降に修了した者で、石綿作業主任者の職務は次の①～③です。

①作業方法の決定、労働者の指揮

②保護具の使用状況の監視

③除去作業後、取り残しがないことの確認

建設業労働災害防止協会などで石綿作業主任者技能講習（2 日間の講習及び試験）が開催されていますのでご確認ください。

11 特別教育

石綿等が使用されている建築物の解体等の作業（石綿則第 4 条）を行う際、石綿によるばく露により肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があることから作業を行う従事者には、特別教育の修了者を就かせることが事業者には義務付けられています。石綿の有害性、石綿粉じんを発生させないための作業方法、保護具の使用方法などを修得します。教育時間は 4 時間 30 分です。建設業労働災害防止協会などで特別教育が開催されていますのでご確認ください。

12 呼吸用保護具、作業着等

解体対象の石綿含有製品の種類、及び解体作業における発じんの程度により、着用すべき保護具（呼吸用保護具、保護衣・作業衣）が決められています。下記に窯業系外装材の解体改修等の作業で着用すべき保護具の概略を示します。なお、使用した保護具については、マスクフィルターは作業場外の持ち出し禁止、保護衣・作業衣については、他の衣服等から隔離して保存し、作業場外に持出すには、付着物を除去（ブラシ掛け、真空掃除機でも可）してから、作業場外に持ち出すことが義務づけられています。

（“表 12.1 窯業系外装材の場合の着用保護具一覧（製品別）” 参照）



半面形防じんマスク RS2・RL2



作業着の標準的な服装です

13 廃棄物

13.1 廃棄物の保管

13.2 廃棄物の搬出

- (1) 石綿を含有した窯業系外装材が廃棄物となったときの処分方法は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル 第 3 版（令和 3 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局）」（令和 5 年 12 月現在）に示されており、石綿含有廃棄物を最終処分する場合には、その性状によっては安定型最終処分場に埋立処分することができるとされていますが、予め処分予定の処分場とご相談ください。
- (2) 排出事業者は、処理を委託する場合は、法に従い収集運搬業者、処分業者と書面により契約をしなければなりません。
- (3) 排出事業者は、処理を委託する場合「マニフェスト」を交付し、適正に処理されたことを確認し帳簿を作成しなければなりません。

- ① 分別した廃材をトラックにシート掛けして積み込みます。



- ②建設廃棄物マニフェストに必要事項を記入します。

The diagram illustrates the process of recording waste types in a construction waste manifest. It consists of two parts. The top part is a '建設廃棄物マニフェスト(A面)' (Construction Waste Manifest (A-side)) form. It contains various fields for waste management, including a table for waste types. A dashed box highlights a specific entry in this table, labeled '石綿含有成形板廃棄物' (Asbestos-containing formed board waste). An arrow points from this entry to a larger, detailed label at the bottom, which also contains the text '石綿含有成形板廃棄物'.

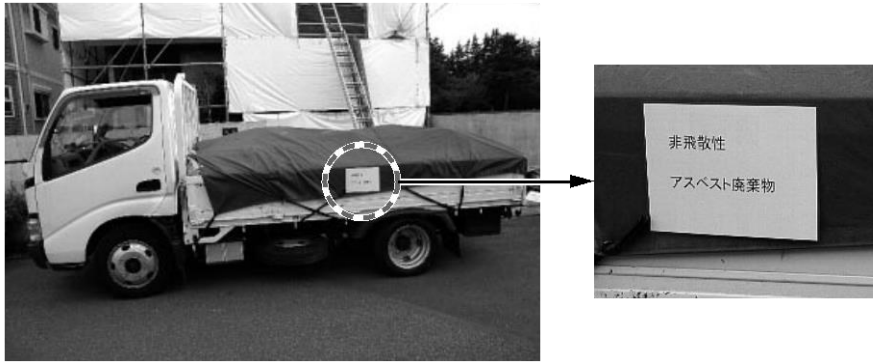
建設廃棄物マニフェスト(A面)

4006610330

石綿含有成形板廃棄物

石綿含有成形板廃棄物

③トラックには排出廃棄物名（非飛散性アスベスト廃棄物等）を明示します。



14 注文者の配慮（施主の義務）

法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。（第9条関係）

15 工事の実施（作業手順）

15.1 装備類の準備

撤去作業で使用する工具・機器を準備します。

- 発じん抑制（湿潤化）のための機器：携帯噴霧器等
- 手ばらし作業のための工具類



15.2 作業の一般的手順

（“図 15.1 石綿含有成形板等の除去を行う場合の一般的手順” 参照）

15.3 現場での対応

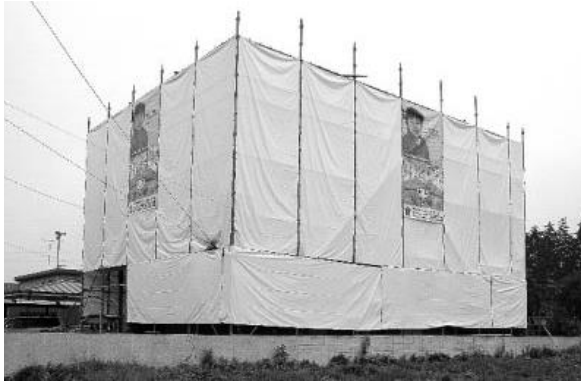
15.3.1 石綿含有成形板等の除去作業における留意事項（非破碎の原則）

出来る限り切断や破碎等を行わないよう、原則、原形のまま取り外してください。石綿含有成形板等を原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断（破碎）して取り外す場合は、湿潤化が必要です。

（技術上著しく困難な場合とは、当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合等、物理的に困難な場合や除去する石綿含有成形板等や作業場の状況等によって切断等せざるを得ない場合をいう。）パール等による破碎や電動工具等による切断を行う際は、十分に散水等すると共に、周辺の方の注意を惹くほどの粉じんが発生が想定される場合、養生することが望ましい。

15.3.2 屋根又は外壁の解体等工事の養生の例

工事現場の近隣への粉じんの飛散を防ぐため（安全確保も含めて）解体建物の周囲を防災シート、防音シート、防音パネル等で囲います（メッシュシートでは粉塵飛散防止効果が下がります。）。特に周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場所では、建物等の高さより若干高い位置まで囲います。



四囲に足場・シートを設置



棟高までシートを設置

15.3.3 掲示板の設置と防護具の装着

作業者への注意喚起と近隣への告知のため、掲示板を見やすい場所に設置します。

①建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿則 4 条の 2 及び 大防法 18 条の 15 の 6 項）

（” 図 5.1 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（成形板 石綿有り）”参照）

（” 図 5.2 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿なし）”参照）

②石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示（作業者への掲示）

（” 図 5.3 石綿の有害性等（石綿則 34 条）に係る掲示”参照）

③喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）

（” 図 5.4 喫煙・飲食の禁止（石綿則 33 条）に係る掲示”参照）

④立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示

（” 図 5.5 立入禁止の掲示（石綿則 15 条）に係る掲示”参照）

15.3.4 湿潤化

【現行規格のフルハーネスタイプの安全帯を着用してください】

- ①屋根材を噴霧器等で湿潤しながら撤去作業を行います。
- ②手作業で撤去します。
- ③釘抜き時も、必要に応じ湿潤します。
- ④濡れすぎると足元がすべり危険ですので、ご注意ください。

15.3.5 手ばらし作業

【現行規格のフルハーネスタイプの安全帯を着用してください】

- ①屋根材を一枚ずつ丁寧に、できるだけ真もので手ばらししてください。
- ②防護マスクを装着しての作業は作業者にかかる負担が大きくなりますので、長時間作業は避けてください。
- ③墜落災害の防止のため、安全帯を使用します。

15.3.6 廃材の分別集積・一時保管

- (1) 石綿を含む廃棄物は、石綿を含まない他の建設廃棄物と分けて、袋詰め或いはシートで密閉し、集積します。
- (2) 石綿を含む廃棄物を一時保管する場合は、飛散しないように湿らせます。また、一時保管場所の見やすい位置に石綿等の廃棄物の保管場所であることを表示し、管理責任者を配置します。

①屋根上で廃材を分別します。

②必要に応じて集積廃材を適宜湿潤します。

- ③廃材はできるだけ真もので回収してください。
- ④屋根上の廃材は瓦上げ機で丁寧に降ろします。
- ⑤トラック等への集積後も適宜湿潤して発じんを抑制します。
- ⑥さらに発じん抑制のためのシートを被せます。

15.3.7 清掃その他

- ① 屋根材の端材等をきれいに清掃し袋詰めして集積します。
- ② 防じんマスク、作業衣、工具、機器、足場等について、付着した石綿を除去した後で作業場外に持ち出します。
- ③ 軍手や防じんマスク用フィルターは袋に入れて廃棄します。

(1) 清掃、その他の処理

- ・ 取り外した材料は原則として湿潤化します。
- ・ 原形のまま取り外した材料は、原則として切断や破砕は行わず、原形のまま取り扱う。除去時やむを得ず切断等をした場合も、それ以上の切断等を行わないこと。
- ・ 粉砕された石綿含有成形板は飛散させないように湿らせた“おが屑”等とともに回収してください。
- ・ 粉じんの飛散が多い場合は、エアレススプレーや噴霧器により水又は薬液を散布することが望ましく、その後、高性能真空掃除機にて清掃を行います。
- ・ 防音シートや防音パネルに付着した石綿を含む汚れを濡れ雑巾や高性能真空掃除機にて十分に除去したあと、場外へ搬出します。
- ・ 作業床（足場）等の仮設機材についても、濡れ雑巾や高性能真空掃除機等で十分に粉じん等の汚れを取り除いたあと解体し、場外へ持ち出します。

(2) 廃棄物の保管・運搬・処理

場外へ運搬するまで現場に保管する場合は一定の保管場所を定め、他の産業廃棄物と分別して保管し、シート等で覆う等飛散防止の措置を行います。また、保管場所には、石綿含有廃棄物保管所であることを表示を行います。

運搬車両は荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項の表示を下記に示すテープ等で行います。運搬の際にプラスチック袋が破損した場合には湿潤化する等飛散防止策を講じながら、新しい袋で梱包します。石綿含有けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等については、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにすることが必要となります。

(3) 石綿含有廃棄物処理時の留意事項

石綿則第32条第1項及び第2項のに基づき、建築物等から除去した石綿等については、その後の運搬、貯蔵等の際に、石綿繊維が発散するおそれがないよう、堅固な容器を使用し、又は確実な包装を行い、個々の容器又は包装等の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

また、その保管は、石綿則第32条第3項に基づき、一定の場所を定めておかなければなりません。

《平成29年6月9日基安化発0609第1号》貯蔵（保管）時には大きな包装にまとめている場合であっても、運搬時に大きな包装から取り出し、小分けの包装により運ぶのであれば、貯蔵から運搬まで一貫して他の廃棄物と区分できるように、小分けの包装ごとに表示が必要です。その他、廃棄物の保管や処理については廃棄物処理関係法令の規定も遵守する必要があります。

16 健康診断

作業者に対し、所定の健康診断を受けさせ、結果報告書を、所轄の労働基準監督署長に提出する

とともに、当該作業に従事しないこととなった日から、40年間保管することが義務づけられています。

たとえば、

- (1) 雇い入れ時健康診断
- (2) 石綿健康診断
- (3) じん肺健康診断

などがあります。

表1.1 窯業外装材の解体等における法規制					
項目		規制する法律		除去方法	
	本文記述箇所	大防法	石綿則	原型のまま 取り外し※1	切断等
事前調査の実施	2.	18 条の15 第1 項 (規則16 条の5)	3 条	要	要
作業計画の作成	3.	18 条の14 (規則16 条の4 第一号)	4 条	要	要
作業、計画の届出	4.	—	—	不要	不要
事前調査結果の報告	2.3	18 条の15 第6 項 (規則16 条の11)	4 条の 2	要	要
事前調査結果の掲示	2.4	18 条の15 第5 項 (規則16 条の9、10)	3 条	要	要
その他掲示	5.	18 条の14 (規則16 条の4 第二号)	15 条他	要	要
隔離	6.	—	—	不要	不要
立入禁止措置	7.	—	15 条	要	要
除去に係る措置		—	6 条の 2	要	要
湿潤化	8.	18 条の14 (規則別表第7 の4)	13 条	不要※2	要※3
完了確認		18 条の14 (規則16 条の4 第四号、五号)	—	要	要
作業主任者		—	19 条	要	要
特別教育		—	27 条	要	要
呼吸用保護具		—	14条	要	要
保護衣等		—	14条	専用の作業衣 又は保護衣要	専用の作業衣 又は保護衣要
作業記録		18 条の14 (規則6 条の8)	35 条	要 ・ 3年保存 ・ 概要40年保存	要 ・ 3年保存 ・ 概要40年保存
廃棄物		廃棄物処理法		石綿含有廃棄物として処理	
発注者の責務		—	8 条	要	要
注文者の配慮		18条の16	9条	要	要
容器等		—	32条	要	要
喫煙等の禁止		—	33条	要	要

※1 窯業外装材を釘などを抜いて取り外し、破碎、切断の無いこと。

※2 粉塵飛散防止のために湿潤化が望ましいです。

※3 平成6年4月1日から、除塵性能を有する電動工具の使用により、湿潤化は不要となる。

表2.1 事前調査の結果の記録事項

大防法 (施行規則第16条の8)	石綿則 (第3条第5項)
解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
—	事業者の名称、住所及び電話番号
解体等工事の場所	解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
解体等工事の名称及び概要 及び概要	
事前調査を終了した年月日	調査終了日
解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等 の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）	着工日等（使用禁止が猶予されていたガasket等 の設置日を設計図書等で確認する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
事前調査の方法	事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名	事前調査のうち建築物に係るもの（着工日等を設計図書等の文書で確認する方法によるものを除く）を行った者（分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行った者を含む）の氏名及び適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む）の写し
分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠（石綿含有ありとみなした場合にはその旨を含む）
—	解体等対象建築物等の構造上、目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

表2.2 事前調査結果の発注者への説明事項（成形板に係る解体改修に限る）大防法の要求

根拠			説明事項	石綿含有なし	石綿含有有り (特定工事)
法 第 1 8 条 の 1 5	一		事前調査の結果	○	○
	二	イ	建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—	○
		ロ	特定粉じん排出等作業の種類	—	○
		ハ	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—	○
		ニ	特定粉じん排出等作業の方法	—	○
	三	ロ	特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—	—
	四	施行規則第16条の7	一 事前調査を終了した年月日	○	○
			二 事前調査の方法	○	○
			三 施行規則第16条の5第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	○	○
			五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—	—
			四五 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	—	○
			四五 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	○
			五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—	—

年

月

日

解体等工事に係る事前調査説明書類

①発注者

住所
氏名

様

②元請業者

住所
氏名
電話番号

大気汚染防止法第18 条の15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所		(解体等工事の名称)				
④解体又は改造・補修着手年月日		年	月	日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類		解体 改造・補修		階数	階建	
⑥建築物等の竣工年		昭和・平成 年				
⑦建築物等の概要		☐建築物 (☐耐火 ☐準耐火 ☐その他 ()) (☐木造 ☐R C 造 ☐S 造 ☐その他 ()) ☐その他工作物				
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等		氏名 講習実施機関の名称 (☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他 ())				
⑨調査を終了した年月日		年 月 日				
⑩調査の方法		☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他 ()				
⑪事前調査結果	⑫特定建築材料の有無	☐ 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） ☐ 石綿無				
		判断根拠				
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所					
⑭調査の揭示	設置予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（解体等工事終了日）				
	設置場所	別紙 のとおり				
⑮大気汚染防止法及び条例における届出の要否		☐ 要 ☐ 不要				

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第 7 1 の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び 5 の項を除く） 2 の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5 の項を除く） 3 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5 の項を除く） 4 の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1 から 3 の項、事項を除く） 5 の項 石綿含有建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6 の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿[レベル 1] (、㎡) 2 石綿含有断熱材[レベル 2] (、㎡) 3 石綿含有保温材[レベル 2] (、㎡) 4 石綿含有耐火被覆材[レベル 2] (、㎡) 5 石綿含有仕上塗材[レベル 3] (、㎡) 6 石綿含有成形板等[レベル 3] (、㎡) 詳細は別紙 1 のとおり		
特定粉じん排出等作業の措置	☒ 除去 ☐ 囲い込み ☐ 封じ込め ☐ その他（ ）		
特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	成形板は対象外		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり ※石綿濃度測定計画における測定位置図と兼ねることができる。 成形板は対象外		
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり		
作業の掲示	設置予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（解体等工事終了日）	
	設置場所	別紙 のとおり	
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名 電話番号		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名 電話番号 成形板は対象外		
石綿の飛散防止対策の概要	■立入禁止措置 ☐ 湿潤化 ☐ 集じん・排気装置の設置 ■保護具・保護衣の使用 ☐ 作業中の負圧確認 ☐ 敷地境界等での石綿の濃度測定 ☐ 自動測定器による集じん・排気装置出口での測定 ■作業場内の清掃 ■石綿含有建材の取り残しがないことの確認 ☐ その他（ ）		
石綿作業主任者の氏名			

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（石綿排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること。（作業工程を示す日程表、図面等）

図2.3 事前調査の手順

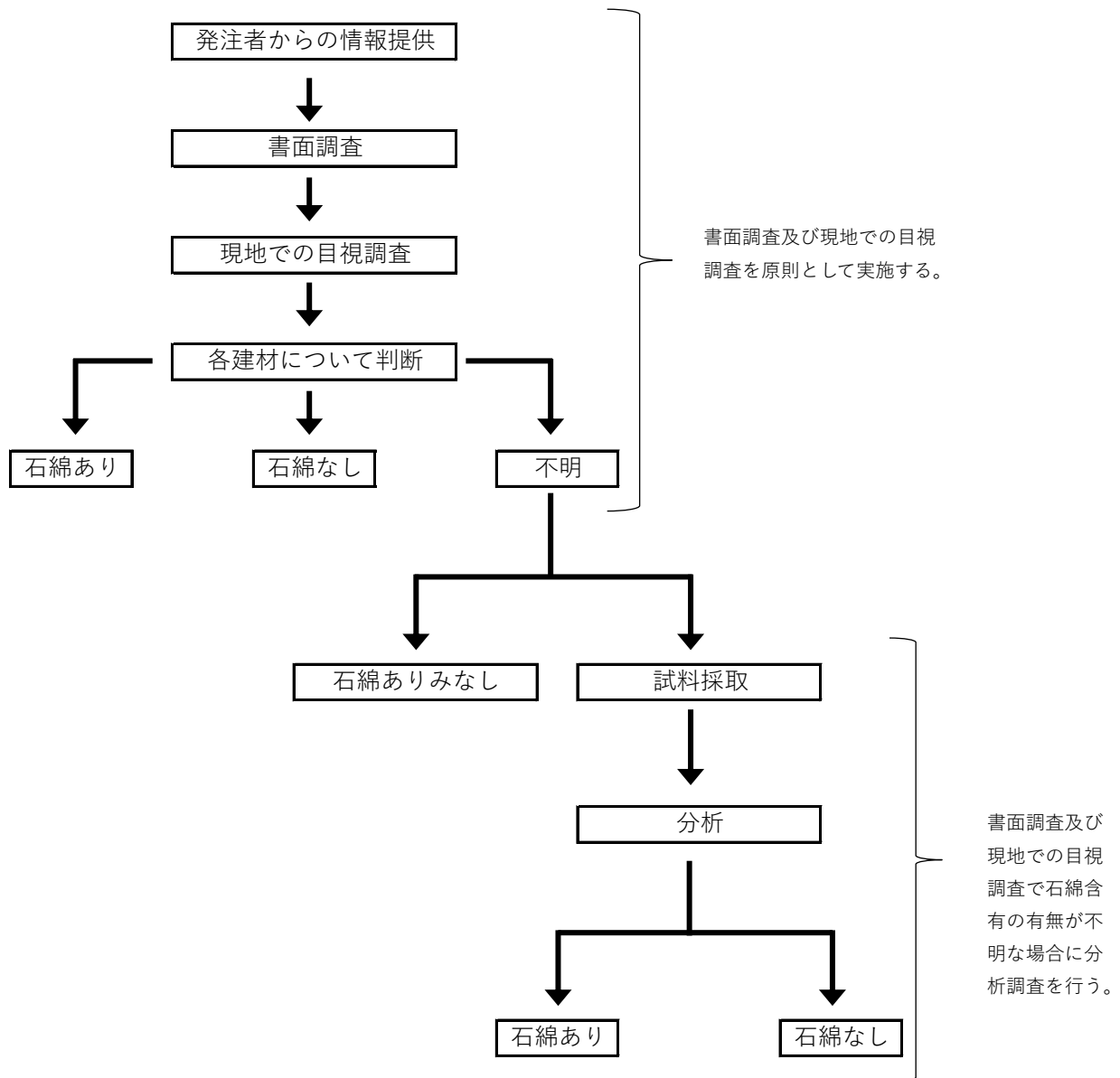


図2.3 事前調査の概念図

表3.1 作業計画の記載事項

作業計画の記載 事項	大防法 (大防法施行規則第16 条の4 第一号)	石綿則 (石綿則第 4 条第 2 項)
①工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	—
	同工事の場所	
②石綿含有建材除去 等作業	特定粉じん排出等作業の種類	—
	特定粉じん排出等作業の実施の期間	—
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積	—
③石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法	石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	—
④工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要	石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
⑤施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	—
⑥安全衛生	—	石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

石綿解体等作業計画書

工 事 名 _____

作業場名 _____

統括安衛 責任者	元方安衛 管理者	作成 責任者

作成日 年 月 日

1 工事概要

(1)発 注 者		(2)工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
(3)元 請		(4)アスベスト処理業者	

(5)工事内容(該当するものにチェック)

☐ 石綿含有吹付け材除去	☐ 耐火・準耐火建築	☐ その他
☐ 石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材除去等	☐ 保温材除去(手作業) ☐ 保温材除去(掻き落とし作業) ☐ 保温材(非石綿部で切断・搬出)	☐ 断熱材・耐火被覆材(手作業) ☐ 断熱材・耐火被覆材(掻き落とし作業) ☐ 屋根用折板断熱材(断熱材貼付のまま除去)
☐ その他の石綿含有材解体・改修	☐ 外部(屋根・外壁)	☐ 保温材(非石綿部で切断・搬出)
☐ 解体作業以外の作業	☐ 石綿含有吹付け材(封じ込め) ☐ 石綿含有吹付け材(近傍作業)	☐ 石綿含有吹付け材(囲い込み) ☐ 石綿含有成形板(切断・穿孔等のみ)

(6)作業レベル	1 ・ 2 ・ 3	(7)作業人数	人
(8)石綿含有物の種類		(9)(8)の含有率分析調査を行った場合の結果	含有率 %

2 施工要領(使用・実施するものにチェック)

(1)使用する工具・機器

☐ バール	☐ とび口	☐ ケレン棒	☐ スクレーパー	☐ ヘラ
☐ ワイヤーブラシ	☐ ディスクカップブラシ	☐ ほうき	☐ ちりとり	
☐ グラインダー	☐ カッター	☐ 電動丸のこ	☐ 真空掃除機	
☐ エアレススプレーヤー	☐ 液剤攪拌機	☐ 排水ろ過装置	☐ 電エドラム	☐ 投光機
☐ キャプタイヤケーブル	☐ 送風機	☐ 発電機	☐ その他()	

(2)使用する保護具

☐ 全面形プレッシャデマンド形複合式エアラインマスク	☐ 全面形電動ファン付呼吸用保護具
☐ 全面形プレッシャデマンド形エアラインマスク	☐ 送気マスク
☐ 全面形防じんマスク	☐ 半面形取替え式防じんマスク(RL3、RS3)
☐ 全面形取替え式防じんマスク(RL3、RS3)	☐ 保護メガネ
☐ 半面形取替え式防じんマスク(RL2、RS2)	☐ 保護手袋
☐ 保護衣	☐ 靴カバー
	☐ その他()

(3)隔離、立入禁止措置(平面図に設置箇所を図示すること)

☐ プラスチックシート	☐ ポリエチレンシート	☐ ブルーシート	☐ 粘着テープ
☐ バリケード	☐ カラーコーン	☐ コーンバー	☐ その他()

(4)粉じんの発散防止、抑制方法

☐ 粉じん飛散抑制剤(浸潤化する薬液等)	☐ 粉じん飛散防止剤(固化する薬液等)
☐ グローブバックの使用	☐ その他()

(5)換気方法

☐ 負圧除塵装置	☐ 吸引ダクト	☐ 排気ダクト	☐ その他()
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

(6)看板・掲示板(平面図に設置箇所を図示すること)

☐ 石綿取扱い注意標識(石綿則第34条)	☐ 石綿作業主任者氏名職務表示(石綿則第19条)
☐ 喫煙・飲食の禁止表示(石綿則第33条)	☐ 工事関係者以外立入禁止表示(石綿則第15条)
☐ 一時保管場所の表示	☐ 周辺住民に対する不安解消標示

(7)更衣・洗身設備等

☐ セキュリティゾーン設置(更衣室、洗浄室、前室)	☐ 更衣設備(ロッカー等)
☐ エアシャワー設備	☐ 温水シャワー設備
☐ うがい設備	☐ 洗眼設備
	☐ 洗濯設備
	☐ その他()

(8)石綿粉じん濃度の測定

☐ レベル1に係る作業中の測定	
☐ レベル2及びレベル3に係る作業中の測定(屋内作業場)	
☐ レベル2及びレベル3に係る作業中の測定(屋外作業場)	
☐ 吹付け石綿除去における換気及び隔離効果確認に係る測定	
☐ 工事着手前作業場測定	☐ 工事終了後作業場測定
	☐ 大気汚染防止法に基づく測定

(9)解体廃棄物の処理方法

☐ 一時保管場所の設定	☐ 石綿廃棄物専用袋(二重袋詰)	☐ 石綿廃棄物専用袋(一重袋詰)
☐ その他()		

3工程表（該当作業フロー項目期間を⇄で記入）

作業 フロー項目	日付	月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
事前準備																																
作業場所の隔離																																
準備工事																																
除去作業																																
解体・改修作業																																
封じ込め作業																																
囲い込み作業																																
切断・搬出作業																																
石綿処理																																
一時集積																																
清掃・片付け																																
作業記録																																
作業環境測定																																

4安全衛生管理体制

元請

統括安全衛生責任者	
元方安全衛生管理者	
現場担当者	
特別管理産業廃棄物管理者	

アスベスト処理業者

安全衛生責任者(正)	
安全衛生責任者(副)	
石綿作業主任者(正)	
石綿作業主任者(副)	
保護具着用管理責任者	

産業廃棄物処理(収集運搬)

事業場名	
特別管理産業廃棄物許可番号	
	号

産業廃棄物処理(最終処分)

事業場名	
特別管理産業廃棄物許可番号	
	号

5施工場所平面図

表5.1 石綿に関連する掲示

掲示項目	大防法	石綿則等	参照箇所
事前調査の結果	大防法第18 条の15 第5 項大防法施行規則第16 条の 9、第16 条の10	石綿則第 3 条第 8 項	5.1.1
作業内容等	大防法第18 条の14大防法施行規則第16 条の 4 第二号	平成17 年8 月2 日基安発第0802001 号	
作業主任者	—	安衛則第 18 条	
飲食喫煙禁止	—	石綿則第33 条	
石綿の有害性等	—	石綿則第34 条	
立入禁止	—	石綿則第15条	

表5.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第18 条の15 第5 項、 大防法施行規則第16 条の10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第 3 条第 8 項)
・ 事前調査の結果 ・ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 事前調査を終了した年月日 ・ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	・ 調査終了日 ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要 ・ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要

表5.3 作業内容等の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法施行規則第16 条の4 第二号)	石綿則等の掲示の記載事項 (安衛法第18 条 石綿則第7 条、15 条、33 条、34 条 平成17 年8 月2 日基安発第0802001 号)
・ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先 ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	・ 関係者以外の立入禁止 ・ 石綿作業主任者 ・ 喫煙・飲食の禁止 ・ 石綿等を取り扱う作業場である旨 ・ 石綿の人体に及ぼす作用 ・ 石綿等の取扱い上の注意事項 ・ 使用すべき保護具 ・ 石綿のばく露防止対策等の実施内容（届出あり、届出なし、石綿なし）

図5.1 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（成形板 石綿有り）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。注)

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所				
調査終了年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者	
			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看板表示日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
			住所	
解体等工事期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	東京都〇〇区〇〇	
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
調査方法の概要（調査箇所）			元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】サイディング 及び 屋根材			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）			住所	
【石綿含有あり】 屋根 石綿含有住宅屋根用化粧スレート④			東京都〇〇区〇-〇	
【石綿含有なし】 外壁 窯業系サイディング④			現場責任者氏名 連絡場所TEL	
			〇〇 〇〇 〇 3 - × × × - × × × ×	
注1) 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
			調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法			氏名又は名称及び住所 事前調査を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境（株）氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇-〇〇	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法		(除去) ・ その他		
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		石綿含有成形板等 住宅屋根用化粧スレートは湿潤化し、原則原形のまま取り外すが、困難な場合はパー ル等で破碎し取り外す。		
使用する資材及びその種類		・ 湿潤用水 ・ 養生用シート（厚さ：0.4mm）		
備考：その他の条例等の届出年月日			その他事項	
〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱（令和〇〇年〇月〇日届出）			調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、 以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※掲示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

図5.3 石綿の有害性等（石綿則34条）に係る掲示

石綿等を取り扱う作業場所			
応急措置	使用すべき保護具等	取扱い上の注意事項	石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
◎皮膚に付着した場合は、水で流す。石綿の繊維の刺激で皮膚がかゆくなり、皮膚炎を起こすことがあるが、そのような場合は医師の処置を受ける。 ◎目に入った場合は、流水で十分に洗い、眼科医の処置を受ける。	◎保護具を適切に使用しなければならない作業場である。 ◎保護具には、呼吸用保護具、作業衣・保護衣、保護手袋等がある。 ◎作業内容に適した呼吸用保護具を適切に着用する必要がある。	◎発じんの発生をできるだけ少なくすること。 ◎できるだけ切断や破碎をしないで作業すること。 ◎技術的に困難で切断や破碎を行う場合は湿潤化すること。	◎疾病の種類 ・石綿肺 ・肺がん ・中皮腫 ・良性石綿胸水 ・びまん性胸膜肥厚 ◎主な症状 いずれも、主な症状としては、胸の痛み、たん・咳、呼吸困難や胸部圧迫感などがある。

図5.4 喫煙・飲食の禁止（石綿則33条）に係る掲示



図5.5 立入禁止の掲示（石綿則15条）に係る掲示



表9.1 作業の記録の対象者、記録事項及び保存期間

大防法による記録事項	石綿則による記録事項
●法第18条の14、施行規則第16条の4第三号 ・記録の実施者：元請業者、自主施工者及び下請負人 ・保存期間：工事終了後まで保存 ・記録事項 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況 （石綿含有吹付け材の切断等を伴う除去、封じ込め、囲い込み、石綿含有断熱材等の切断等を伴う除去及び封じ込めを行う場合は確認年月日、確認の方法、確認の結果及び確認者の氏名を含む）	●石綿則第35条の2第1項 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：工事終了後 3 年間 ・記録事項 ✓ 作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録する ✓ 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間 ✓ 周辺作業従事者※の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間 ※石綿の除去等作業を行っている場所において、他の作業に従事していた者
●法第18 条の23 第2 項、施行規則第16 条の16 ・記録の実施者：元請業者又は自主施工者 ・保存期間：工事終了後3 年間 ・記録事項 ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ✓ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ✓ 特定工事の場所 ✓ 特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。） ➤元請業者等が、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせた年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ➤石綿含有吹付け材等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認（作業の開始前及び中断時並びに始めて作業を行う日の開始後）及び隔離を解く前の特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、	●石綿則第35条 ・記録の実施者：全ての事業者 ・保存期間：従事者が当該作業に従事しなくなった時から40 年間 ・記録事項（直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が対象） ✓ 労働者の氏名 ✓ 従事した作業の概要（周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等作業の概要） ✓ 作業に従事した期間 ✓ 作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要 ✓ 上欄の記録の概要 ✓ 保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ） ✓ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

●成形板の解体改修作業における記録・確認の例

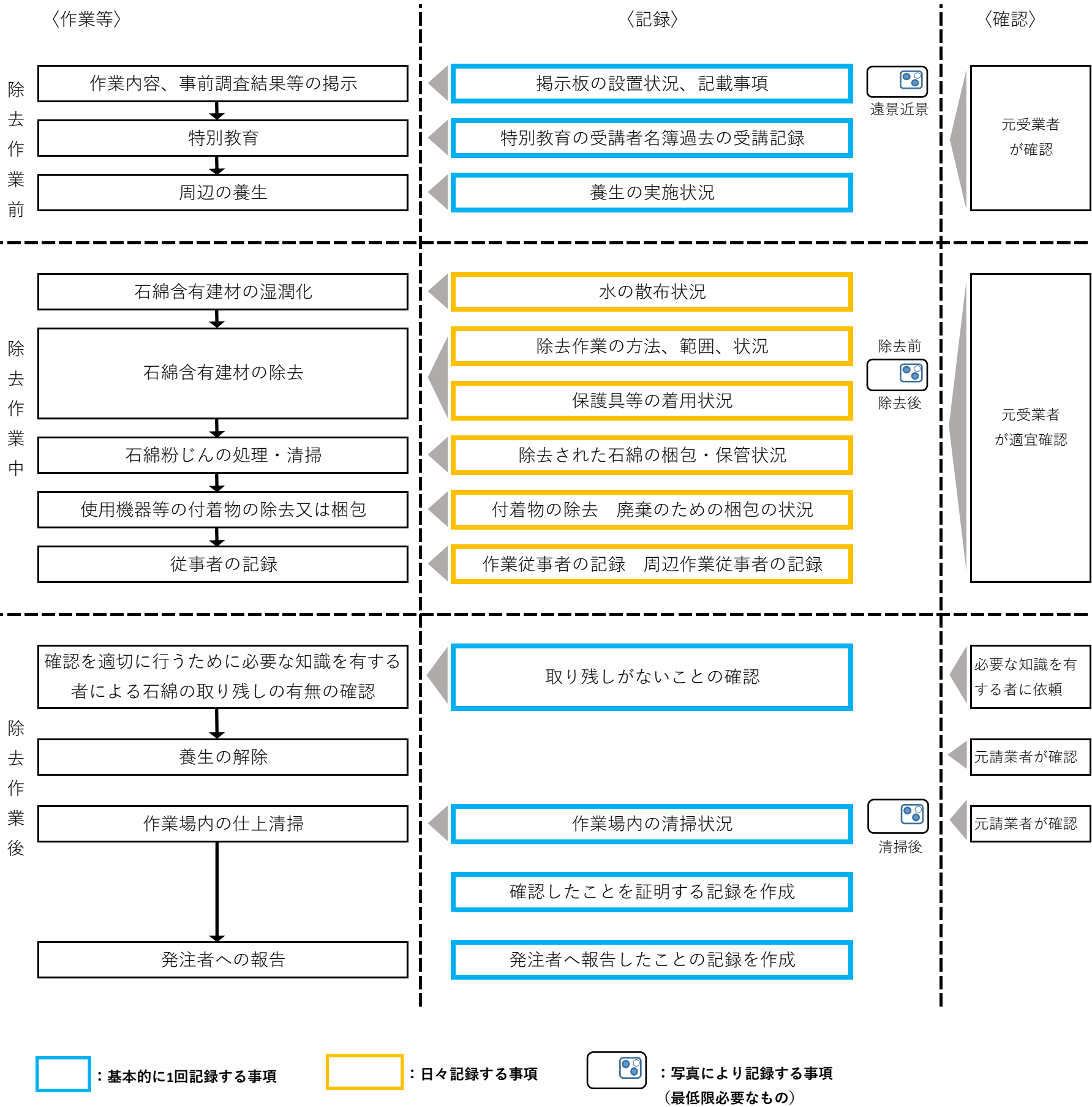


図9.1 成形板の解体改修作業における記録・確認の例

表9.3 発注者への報告事項

報告項目	報告事項
特定粉じん排出等作業の概要	・対象建築物の名称及び所在地 ・元請業者（法人名及び代表者氏名） ・除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・作業の概要
石綿含有建材の取り残しがないことの確認	・確認年月日 ・確認結果 ・確認者の氏名 ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
特定粉じん排出等作業の完了	・完了年月日
申し送り事項	・異常時の対応 ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者)

様

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- ・対象建築物の名称及び所在地

※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。

- ・除去等作業を行った者

※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。

- ・作業の概要

※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

- ・確認年月日

※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。

- ・確認者の氏名

※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。

- ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3. 特定粉じん排出等作業の完了

- ・完了年月日

※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

4. 申し送り事項

- ・異常時の対応

※異常があった場合の対応を記入する。

- ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。

発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

年 月 日

表12.1 窯業外装材の場合の着用保護具一覧（製品別）

保護具の種類	概要
呼吸用保護具＊	半面形防じんマスク（フィルタ区分２）（発じん小） 但し、発じんが大きい場合は発じんのレベルに応じ選定
保護衣／作業衣＊ ＊ ＊	[湿潤化できない場合]保護衣 ＊ ＊ [発じんが小さい場合]保護衣 ＊ ＊／作業衣のいずれか

- ＊ 使い捨て防じんマスクの使用不可
- ＊ ＊ 全身を覆う服（カバーオール）／またはつなぎ服、頭巾、シューズカバー
- ＊ ＊ ＊ 作業衣は、粉じんのつきにくい生地（スベスベしたもので、付着した粉じんを払うとすぐ落ちるようなもの）

